ホークスジュニアアカデミーキッズベースボールスクール熊本 藤崎台校

規　約

第１条（名称）

当スクールは「ホークスジュニアアカデミーキッズベースボールスクール熊本 藤崎台校」（以下、当スクール）とします。

第２条（目的）

当スクールは、各年代に応じた適切な指導により、野球及び運動能力の向上及び普及に努めるとともに、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第３条（構成）

当スクールは、キッズクラス（小学校１，２，３，４年)、ジュニアクラス（小学校３，４，５，６年）の２クラスで構成し、活動をします。

第４条（入会資格及び手続き）

当スクールに入会できる者は、本規約に同意した者で、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めたもの（以下、会員という）とします。

又、親権者の同意を条件とし、所定の入会申込書及び同意書に必要事項を記入捺印し、提出願います。

第５条（入会金、年会費、月会費）

１．会員は、以下に定める入会金、年会費、月会費を所定の期日迄に納入願います。

一旦納入した各費用は、理由の如何を問わず返金は致しません。

入会費…５，５００円（税込、入会初年度のみ）

帽子…３，０００円、ユニフォーム…９，６００円（※当スクール指定）

年会費…５，５００円（税込、２年目以降）

月会費…キッズクラス　７，１５０円

…ジュニアクラス ８，２５０円

※月会費は入会初月無料、２ヶ月目より徴収します。

２．会員はスクールの実施回数に関わらず月会費を納入願います。

第６条（費用の支払い方法）

１．　本規約に基づく月会費の支払い方法は、支払期日は当月分を月末までとします。

２．　入会金、年会費の支払い期日は対象年度の初回月会費と同時とします。

３．　支払いは藤崎台県営野球場管理事務所（藤崎台校）で現金にてお支払いください。

第７条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

第８条（活動期間）

当スクールの活動期間は原則として毎年４月から翌年３月までの１年間とします。

スクールの回数は、原則として週１日（月３回程度）とします。室内での講義も１回の練習としその決定は当スクールに一任するものとします。

第９条（届出変更）

会員は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス等について変更があった場合、所定の届出用紙により速やかに当スクールに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負いません。

第１０条（入会）

入会日は入会届提出日とし、年度又月途中の入会も認めるが、各会費は入会月より発生するものとします。

※月会費は入会初月無料、２ヶ月目より徴収します。

第１１条（退会）

会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の２０日までに当スクール退会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。

第１２条（休会）

１．会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月２０日までに当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。ただし、前月２１日から休会希望月の初回スクール開催予定日までに所定の届出用紙により休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。

２．休会を希望する月の前月２０日までに休会届を提出されていない休会希望者は、月会費を支払うものとします。

第１３条（復帰）

休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当スクールの承認を得るものとします。

第１４条（更新）

当スクールの会員資格の次年度への更新は自動更新とします。次年度の更新を希望しない場合のみ３月２０日までに退会手続きを行うものとします。

第１５条（保険）

会員は入会手続き終了後、行事参加者補償保険の対象とします。

保険料負担は当スクールが負うものとします。傷害事故等における補償は加入する保険会社の約款通りとします。

第１６条（負傷時の処置）

会員が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。

ただし、その後の治療、入院、通院等については会員（親権者を含む）の責任とし、当スクールは責任を負いません。

第１７条（除名）

会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとします。

（１） 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき。

（２） スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき。

（３） 年会費・諸費用等を３ヶ月以上滞納したとき。

除名となった場合、会費が支払った費用は返金致しません。

第１８条（休講・閉講）

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉講することができるものとします。

第１９条（肖像権）

受講中及び関連イベントで撮影された会員の肖像・音声を当スクールが使用することをあらかじめ同意することとします。

第２０条（個人情報の利用目的）

１．当スクールはスクール生及び保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、会費の決済に必要な情報等、受講生及び保護者に関する情報（以下、これらを総称して「スクール生情報」という。）を取得・保有するものとし、スクール生情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。

２．当スクールは、スクール生情報を次の目的に利用するものとします。

（１） 入会手続き、本人確認等。

（２） 当スクールにかかる情報の提供。

（３） 当スクール及び当スクール委託先から、スクール生にとって有益であると判断する情報をスクール生宛に電子メール、郵便などにより送付することとします。

（４） 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため保健所等への情報の提供。

（５） 上記１から４に関する問い合わせへの回答

（６） 今後のサービス実施・商品開発や営業活動のための統計資料の作成。なお、会員資格終了後も当スクールはスクール生情報を上記の目的で利用します。

３．当スクールは、法令に定める場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、会員の個人情報をスクール生の同意を得ないで第三者（当スクールが本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

第２１条（免責）

会員は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないもとします。

第２２条（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止）

１．会員はスクール参加時に検温・消毒を行い発熱（３７．５度以上）がある場合は参加できません。

２．会員はスクール参加時に体調チェックシートを記入・提出するものとし、体調不良と判断した場合は参加できません。

３．スクール参加者に感染者が出た場合は県の感染対策の調査や措置に協力するものとします。

第２３条（付則）

当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。

尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後に当スクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとします。

第２４条（入会者の規約同意について）

会員は別紙の入会申込書の提出をもって本規約に同意したものとします。

第２５条（発効）

本規約は２０２２年４月１日より発効します。

年　　月　　日

ホークスジュニアアカデミーキッズベースボールスクール熊本 藤崎台校

休　会　届

以下の通り休会を申し込みます。

校名	□藤崎台校
スクール	□キッズクラス　　□ジュニアクラス
休会の理由	
休会の期間	月１日～　　月末まで
会員氏名	
保護者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

以　上

年　　月　　日

ホークスジュニアアカデミーキッズベースボールスクール熊本 藤崎台校

復　帰　届

以下の通り休会から復帰を申し込みます。

校名	□藤崎台校
スクール	□キッズクラス　　□ジュニアクラス
復帰日	月１日から
会員氏名	
保護者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

以　上

年　　月　　日

ホークスジュニアアカデミーキッズベースボールスクール熊本 藤崎台校

退　会　届

以下の通り退会を申し込みます。

校名	□藤崎台校
スクール	□キッズクラス　　□ジュニアクラス
退会日	月末
会員氏名	
保護者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

以　上